			A）／A － 0.019｝× 0.7 × 34.2 ×β－（α－β）× 0.7 × 34.2、｛（C － A）／A － 0.122｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 34.2 ×β－（α－β）× 34.2 又はD × 1.83 ／ 1.82 ＋｛（B － A）／A － 0.019｝× 34.2 ×β－（α－β）× 34.2 －｛（C － A）／A － 0.122｝× 8.4 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。 αが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。 βが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。 ［0.6 ＋ 0.2 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／ 0.1］が 0.8 を超えるときは 0.8 とし、 0.6 を下回るときは 0.6 とする。
［略］	［略］	［略］	［略］
［二　略］	［略］	［略］	［略］
［三　略］	［略］	［略］	［略］
四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B － A）／A｝× 0.7 B － A が負数となるときは、 0 とする。 ［略］
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α × 0.9）／A 算式の符号 A　測定単位の数値 α　次の算式によつて算定した数 算式 （D ／ B － 1.219）× B × 2.75 ＋（E ／ C － 1.192）× C × 0.26 （D ／ B － 1.219）又は

			0.019｝× 33.3 ×β－（α－β）× 33.3 －｛（C － A）／A － 0.124｝× 8.1 が負数となるときは、それぞれ 0 とする。 αが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。 βが 2.885 を超えるときは 2.885 とする。
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［二　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［三　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B － A）／A｝× 0.9 B － A が負数となるときは、 0 とする。 ［同左］
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α × 0.1）／A 算式の符号 A　測定単位の数値 α　次の算式によつて算定した数 算式 （D ／ B － 1.264）× B × 2.93 ＋（E ／ C － 1.243）× C × 0.25 （D ／ B － 1.264）又は